

官報号外

昭和四十六年十二月三日

○第六十七回 衆議院会議録 第二十号

昭和四十六年十二月三日(金曜日)

午後一時開議

議事日程
第十四号

昭和四十六年十二月三日

第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第二 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

第三 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

第五 國家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

新潟港外におけるタンカーの座礁事故に関する緊急質問(内藤良平君提出)

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議

議員請假の件

○議長(船田中君) 議員請假の件につきおはがりいたします。

田川誠一君から、十二月四日より二十二日まで十九日間、また、笛山茂太郎君及び古井喜實君から、十二月八日より本会期中、右いざれも海外旅行のため、請假の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも許可するに決しました。

日程第二

中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四

日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日程第五

國家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七

新潟港外におけるタンカーの座礁事故に関する緊急質問(内藤良平君提出)

新潟港外におけるタンカー座礁による原油流出事故に関する緊急質問(田中昭二君提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

まず、内藤良平君提出、新潟港外におけるタンカーの座礁事故に関する緊急質問を許可いたしました。内藤良平君。

○内藤良平君 登壇
私は、日本社会党を代表して、新

潟港外におけるタンカーの座礁事故に関する緊急質問を行なわんとするものであります。

十一月三十日の夕刻、新潟港外で、原油を積んだリベリア国籍のタンカー、ジュリアナ号が護岸用のテトラポットに乗り上げて座礁し、船体がまつこに割れました。戴克民船長ら四十七名の乗組み員が航空自衛隊のジェットヘリコプターで次々に救助されましたことは、不幸中の幸いといわねばなりません。

四十七名の乗組み員の皆さん、遠い外国で座礁事故に会い、北西風の吹き荒れた夜間にとかねらず、無事に市内のホテルに収容されたとの由であります。どうか十分に休養されて、すみやかなる再起を祈るものであります。

また、勇敢にも救助に当たられた皆さんと、いまだお震えの海で寒風にさらされながら緊急処理にがんばっておる皆さん、また、石油しづきに生活をよどされ、火災の心配におののく市民の皆さんに、心からなる感謝と激励の気持ちを送りたく存する次第であります。(拍手)

さて、私の質問は、運輸大臣から始めたく存じます。

タンカーの海難事故防止には、運輸省も平素から特別の対策を施行しておるところであります。が、タンカーの事故多発危険地域の東京湾、伊勢湾、紀伊水道、大阪湾、関門海峡ではなく、荒海や佐渡に横たう大の川の新潟港外において事故が発生し、事故のおそろしいことはもちろんであります。が、大量四千トン余りの原油が海に流れ出たといふことでござります。

昨年の公害国会でも、すでにこのことは予見されるがことくわれわれも大議論をしたのであります。現実になつたということであります。当時、海洋汚染防止法は、タンカー事故の場合の大容量の原油の海洋汚染については、有効な内容を持つていてないことを私たちから鋭く指摘されたものであります。

国際的な問題でもあり、政府間海事協議機構で

の諸外国との話し合い等もあって、わが国のみ先がけて立法化する等の難点はあると思いますけれども、しかしながら、世界の原油輸送の六分の一をわが日本で行なっております關係上、また、一年間に四億二千万トン余りの取り扱いをしておるわが国の実情から、四辺を海で囲まれている日本列島としては、輸入原油を輸送するタンカーの事故を絶対に防止することは、今日では不可能といわなければならぬと思います。したがつて、大量の原油による海洋、近海、沿岸等の汚染は必然的と考えて、ふだんの準備を強化しなければならないことは言ふまでもないことであります。

まさに、このたびの新潟港外のタンカー事故

ないことは言ふまでもないことがあります。
まさに、このたびの新潟港外のタンカー事故
は、私たちの公害国会の議論を立証したともいえ
ましょ。運輸当局の緊急対策、応急措置も、手塚
海上保安庁長官の十二月一日の本院公害対策特別

委員会での答弁にあるとおり、「予想しなかつた事態故であり」、「十分な準備がされていなかつた対策であつた」とのことあります。まさに政府の無策をはつきりと示しておるものと思います。

外国船で外国船長の場合は、タンカー事故の原因流出の災害を考慮して乗船させるべきではなかったかということになります。海底が砂地であり、テラボット沈下地帯である特殊な海岸に加えて、北西の季節風は予想以上に強烈であります。全国の港湾の諸施設は、それぞれ違つております。

まするが、石油精製工場がある横浜の場合、新潟の港湾の場合、特にタンカー入港の場合等は、天候等を考慮して、水先案内人を強制的に乗船させる対策を必要と思います。新潟の場合は、もとより水先案内人が乗船しておった場合、あるいはこの事故は未然に防止できたのではないでしょうか。

次には、流出原油の処理対策であります。オイルフェンス、これは油の拡散を防ぐ特殊な浮き袋の壁といわれております。この必要な長さを準備してあつたかどうかであります。入港するタンカーの容量によって、港々にオイルフェンスの準備が必要であります。また、荒天の場合のオイルフェンスの扱い方、特に今回のように夜間の場合の扱い方については、特別の照明設備等が必要であります。これらについての運輸当局の対策及び今回の措置をお尋ねいたしま

次に、海面上の原油を回収する対策についてであります。

昨二日の情報では、原油が海面上三十二センチ以上も厚く層をなしていい場所があつたと漁民の方々が言つておる由でありまするが、私は、はるか

る輸送されてきた貴重な原油を、単に中和剤で中和するだけでは能力がないと思います。しかも、中和剤の害そのものにも問題があるようありますから、なおさらであります。そこで、オイルフェンスで拡散を防止し、捕捉した原油をバキューム船等で迅速に回収する方法はできないものかとい

トとあります。

次に、火災防止の見地からお尋ねいたします。

は、この新潟の例から追つてまいりますと、約二十万トンも流れ出ることになるわけであります。東京湾、大阪湾、伊勢湾、瀬戸内海等に、か

りに二十万トンも流れ出た場合は、想像することができます。しかし、惨事になるわけではありません。あるいは海洋で事故が発生した場合はどうでしょうか。数万、數十万トンの原油が日本近海を流出する、ある

日本国の問題ばかりか、世界の、地球の問題にな
るわけでありましょ。青い地球は美しいとは字
宙飛行士のことばでありました。が、青い美しい地
球にまつ黒なしみが出た場合、まさに宇宙の問題

となるわけであります。日本近海において大量の原油が流れ出た場合は、日本列島は汚染の列島と化してしまうのであります。その場合はまさに処置なしではないでしょうか。

マラッカ海峡で事故が起きた場合 東南アジアの国々から、エコノミックアニマルどころか、サタン、悪魔と言われることも覚悟しなければなりません。五十万トンの大型タンカーを通過させるために、マラッカ海峡の海底調査等はおこがましい限りではありませんか。

この際、運輸大臣は、危険の分散からも、運航の安全からも、適正なタンカートン数を規定すべきではないでしょうか。

さらに、タンカーの構造についても、液化ガス輸送船程度の完全分離はむずかしいかもされませんが、船体とタンクの分離、構造等、この點取り

上げて規定する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、通産大臣にお尋ねいたします。

運輸大臣に対する質問でもおわかりのとおり、わが国の石油輸入量は多くあります。しかも、海難事故は今日絶滅は至難と思われます。万一事故の場合は、新潟港外のところ收拾がつかない状態であります。したがいまして、ふだんの対策、準備が必要であります。現在の法律は、船長、船舶所有者、その他関係者が海上保安庁長官の指導のもとに汚染防除に当たるわけですが、大量の原油が流れ出た場合、できる限り回収することが資源不足のわが国として必要なことと考えられませんでしようか。この見地が成り立てば、通産当局は石油業者を指導して、総合的な污染防治と原油の回収対策を確立させることが可能であると考えるのであります。公害といわれるが、海洋の汚染の発生源は、やはり石油業者が原因であります。石油業者が経営をしておるところから石油の海上輸送が必要であり、海上輸送がある限り、海洋の汚染は続くであらましよう。現在の海洋汚染防止法は、たれ流しの犯人をさがすので一ぱいであります。タンカー事故の大層汚染は、新潟事故でおわかりのとおり処置なしに近い状況であります。

そこで、これら大量の原油流出の場合は、統一した処理能力を持つた総合的システムが必要であります。通産大臣の御所見はいかがでしよう

か、お伺いいたしました。

次に、農林大臣にお伺いします。

海面に流出しました原油は、現在、新潟から山形、秋田方面に北上しておるわけであります。これに伴いまして、水産物と漁民の皆さんに対する被害というものは、これはますますこれから多くなるわけでございましょう。これに対する徹底的な調査、これは主として市町村、県、地方自治体あるいは漁業協同組合が直接当たると思いますけれども、しかし、国の場で、農林省としてもこれらの方自治体と密接な関係を持ちまして、調査には万全を期していただきたい。

なおまた、その補償につきましても、外国の船でござりまするから、いろいろ問題もあると想い

ます。どうぞその点は十二分にお考えを願いまし

て、補償問題等につきましても、万般の措置をお

願いいたしく存する次第であります。

次に、外務大臣であります。

外國船の場合でありますから、わが国民の被害による補償請求についてと、その処理のすみやかなることを望んでおります。

あわせて、あの英國のドーバー海峡におけるリ

ベリア船のこの種の事故の補償に際しては完了ま

で二ヵ年の長期を要しております。こういう事例

がありますから、外交交渉等日々御遺漏のない

こと切望する次第でございます。

次には、環境庁長官にお尋ねいたします。

タンカー海難によって大量の石油が海洋あるい

は海面に流出した場合には、現行法律の範囲内では長官の守備範囲ではないかもしれないが、事故によつて海水、海面、海洋が汚濁されるのは、環境保全の面からは許されないことであると思いま

す。

昨年の第六十四臨時国会、いわゆる公害国会においても、根本的対策の欠如や防止体制の整備不足が強く指摘され、今後の措置を強く求めておりますが、公害問題の中心大臣である環境庁長官は、このたびの事件によつて、わが日本国の環境が、一たびタンカーの海難事故が生じた場合は、おそるべき状況になることを十分に認識されたものと存じます。

このたびは四千トンの石油の流出であります。

しかし、現在のタンカーが十万トン、二十万ト

ン、五十万トンと急速に超大型化しているとき、

事故による石油の流出は、数万トンの場合も想像

できるわけであります。

さて、何よりも大切なのは、青松白砂をもつ

て象徴される美しい日本列島ではありませんか。

そこで住む一億数百万のわが日本国民の健康で文

化的な毎日の生活があるではありませんか。

私は、環境庁長官にお尋ねをしたいのは、海洋

と石油による汚濁の関係を、企業側の経済ベース

だけでなく、美しい海、人間の故郷である海、日

本の海、世界の海を清浄に守り抜くといふ決意の

だけではなく、現法律を洗い直し……

○議長(船田中君) 内藤君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○内藤良平君(続) 新しく立法提案する御意思を

お持ち合わせではないかということであります。

最後は、何といつても最高責任者の総理大臣にお

尋ねいたします。

私は、海難に伴う大量流出の石油によつてよ

ります。また、新しい技術の開発も必要であります。

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練された人員も養成しなければなりま

すまい。私は、運輸省の海上保安庁のみにこのこ

とをゆだねるわけにはまいらないと思います。

もつと高い、広い行政機構が必要だと思います。民

間の石油関係業界も責任は重いと思います。住民

を守る地方自治体の立場も大きい問題であります。

したがいまして、今日の急務は、事故による大

量の石油の海洋汚濁の問題を、万一事としな

いで、必然のこととして、ふだんの準備、対策

が必要であります。そのためには多額の費用と施

設、機械と整然かつ機能的なシステムが必要であります。

また、新しい技術の開発も必要であります。

しかし、訓練

れた海、海岸、魚介類、住民等について長々と述べ、この災害のおそろしさと不愉快さを、そして、資源のないわが日本國のエネルギー源である石油の輸入に伴うところの宿命ともいえる關係を短時間に述べようとしたが、必ずしも十分ではないと思います。意満足ことば足らずの心境であります。しかし、聰明なる総理大臣は、私の言わんとするところは余さず理解してくださいましたものと確信をしたいのであります。

私が昭和四十二年に初めて国会に登院し、この壇上で処女演説をさせていただきましたが、そのときも佐藤総理大臣は、いまのその席に端然としておいでになり、私の演説に耳を傾けていたたいたと私は信じております。あれから早くも五ヵ年の歳月は過ぎ去つたのであります。私は、歳月の早さをこの壇上で感慨にふけるという余裕は毛頭ございませんが、佐藤総理大臣は、いまだに同じ席に、しかもなお一そら端然として着席されておるのであります。佐藤総理大臣のこの歳月を超越したかのことき最長不倒距離には、野党といえども脱帽、最敬礼をしなければならないと思う次第であります。

しかし、国民の皆さんはどうでしようか。佐藤総理に期待する国民の皆さんのが輝く目はどこに

いったのでしようか。当時出生した子供さんは、すでに七歳を数えるのであります。人間尊重の佐藤総理大臣の政権下、子供さんの成長を喜ぶ御両親は、公害の空のもと、前途ははたして緑の山河、

輝く太陽と、期待されておられるでしょうか。石油によれただと黒い海に、海國日本の誇りが高まっておるでしょうか。

いまのいま、私は、私を含めて国民の皆さん

期待は、新潟の青い海を石油の海としたことに對して、佐藤総理の力強い指揮——このことばは、佐藤総理は好きではないと思いますが、指揮、総合的措置を迅速に行なうあざやかなさいはいの振り方と、みごとな措置のしかたではないでしょうか。各省庁ばらばらのいわゆる役人セクトを抑制して、傑出した政治家としての、国民の期待にこたえる佐藤総理のお姿ではないでしょうか。佐藤総理のリーダーシップに満ち溢れた御所見を承りたいと存する次第です。迫力と誠意のこもった御答弁を切望してやまない次第であります。それが

できない場合には、いさぎよく総理をおやめにな

ることを進言して、私の質問を終わりたく存する

次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤築作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤築作君) 内藤君にお答えを

いたします。

私がリーダーシップをとつて、事故の未然防

止、災害救助等の対策をとるべきだとの御意見で

ありました。

現在の制度のもとにおきましても、大型タン

カーの事故防止及び災害救助につきましては、他

の交通事故、災害とともに、その対策の基本計画

は、総理大臣の主宰する中央交通安全対策会議及

び中央防災会議によつて決定されており、総理大

臣が総合的見地から対処することとなつておりま

す。私は、今後ともこの制度をより一そう活用

し、事故防止、災害救助に遺漏なきを期してまい

る決意でございます。何とぞよろしく御声援のほ

どお願いをいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 今回の事件の損害につ

きましては、契約上の責任者は船主であるとい

ふうに仄聞をいたしております。これはなお、最

終的にはだれであるか決定されますが、いずれに

いたしましても、外務省としては、事、国際関連

がありますので、この損害賠償の確保につきまし

て最大の御協力をいたしたい、かように考へま

す。(拍手)

〔国務大臣丹羽喬四郎君登壇〕

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 今回の新潟沖で起

りましたジュリアナ号の事件につきまして、不幸

な事態が生じまして、まことに遺憾に思つて

おりますが、内閣総理大臣のこの歳月を超越

したかのことき最長不倒距離には、野党といえど

も脱帽、最敬礼をしなければならないと思う次第

であります。

しかし、国民の皆さんはどうでしようか。佐藤

総理に期待する国民の皆さんのが輝く目はどこに

いたのでしようか。当時出生した子供さんは、す

ぐに七歳を数えるのであります。人間尊重の佐藤

総理大臣の政権下、子供さんの成長を喜ぶ御両親

は、公害の空のもと、前途ははたして緑の山河、

といたしましては、全国管区主要港湾、いわゆる

三カ所にタンカー等の事故対策防止連絡協議会を

設けておりまして、官民一体になりましてそれら

とお話をございましたが、統合いたしまして四十

三カ所に

油基地を中心いたしまして、先ほど四十五カ所

といたしましては、全国管区主要港湾、いわゆる

三カ所に

して、万遺憾なきを期するつもりであります。また、技術につきましては、御指摘のとおりでございまして、今回の事故におきまして、風浪一メートル以上の波につきましてはオイルファンも効能がない、拡散防止につきましても効能がない、また、その処理剤につきましても、いろいろ種類がございまして、あるいは後遺性を残すというようなことがございますので、私ども前々から、あるいは東大の科学研究院部門に研究を命じております。その他の点をやつておりますが、これらは各官庁、官民一体となりまして、早急にそれらの科学技術の衆知を集めまして、これらにつきましてのいろいろ技術的の点におきまして、将来の事故に対する方策を講じてまいりたい、こういうふうに思つておる次第でござります。

次に、海上火災の防止でございますが、私ども海上火災の防止につきましては常に留意をしておりまして、あるいは巡視艇、あるいはまた巡視消防艇、あるいは航空機等を備えておりまして、今回事故につきましても、すでに新潟港に十五隻の巡視艇を備えておりまして、あるいはまた、航空機四機を出動させております。自衛隊にも航空機を要請しております。あるいはガス検知、あるいはまた引火防止といふような措置につきまして、沿岸の人々あるいはまた海上の船舶その他にも十分に周知徹底をさせまして、遺憾なきを期しているところでござります。

最後のお尋ねの大型タンカーの規制でございま

すが、これらにつきましては、大型タンカーの建造につきましては、すでにIMOにおきまして船舶技術の改良、安全性の確保につきまして常々論議をされておりまして、わが国の船舶技術は世界でも誇るものでござりますので、すでに、それらにつきましては指導的立場をとりまして、先般の十月におけるIMOの技術開発におきましても、運輸省の船舶局長が参りまして、これらの安全性の基準を日本の指導のもとにきめた次第でござりますが、ただいま御指摘のございましたような安全性の確保ということは、私就任以来常にこれを運輸行政の第一にしろということを原点に置きまして指導しておる次第でござります。科学技術の点からいたしましても、大型船につきましては、あるいは二重底をつくる問題、パラスト水を滞留する問題、その他いろいろな問題をIMOにわが国から提示をしておる次第でございまして、先般きましたところの基準につきまして、まだ条約の締結を見ない先に、われわれ日本といたしましては、船舶会社にこれを指導するため、まだ立場をとつておる次第でござりますが、今後とも十分にその点に力を入れまして、これから安全性的の確保につきまして十分な努力をするつもりでござります。(拍手)

○國務大臣(山中貞則君) 今回の事故は、漁業者にとってまことに迷惑かつ最大の問題を提起した

の公害担当官を現地に派遣をいたしました。現在はまだ油が拡散中でござりますし、また海流に乗つて北上を続けておるという観點で考慮すべく状態下にあります。漁業の被害の全容といふものは、いまの時点においては明らかにすることもできませんが、しかしながら、新潟市に置かれております日本海区水産研究所並びに県の水産試験場あるいは県、市等の担当者、こういう方々に集まつてもらいまして、協力して現在調査中でございます。

漁業者から見れば、これは油の問題もたいへん迷惑な話であります。しかし、油を処理するた

めに、いま各種各様の中和剤を、しかも、製造する片つ端から運んでまき散らしておる、このこ

とは、漁民にとって、一体その中和剤があるものは凝固拡散するものであり、あるいはまた凝固沈殿するものであり、さまざまなもののがまじつ

ておるわけですから、今後、漁業に対する被害といふものが、沈殿したものは底質を悪化させ、おそらくプランクトン、藻、ノリ、海草

に影響を与え、そのため補償をしなければならない。新潟市の漁業だけで五億の年間水揚げを

持っておりますし、新潟県では三十数億にも達する水揚げを四十五年にはいたしておりますので、

この緊急な事態を前にして、われわれは補償の起

こらないような状態で処理されることを希望いたしましたが、しかし、残念ながら補償の状態に立ち

至らざるを得ないであろうという感じがいたしております。

そこで、先例等を調べてみますと、三十七年に

ものとして、私どもこれを重視し、直ちに水産局

として、やはり原始的ではありますけれど

も、むしろ等によつて吸着させた後焼却するとい

う、原始的であります。漁業者から見れば最もいい手段といふものも考えてほしいということを考え、いま現地において検討さしておられます

が、とりあえずは、表層水、中層水、底層水といふものの分析をいたして、その影響がどのようにあらわれておるかをいま検討中であります。

さらに、中和剤そのものが持つておる魚介類に対する毒性といふもの、これはいろいろと、な

いものもありますが、危険だと指摘されているものもありますので、これらの点については、今朝の閣議においても、これらのものは、単に薬品等

の検査のみならず、こういふものも、役所のどこかにおいて、行政の統一といふ立場からチェックすべきであるという環境庁長官の発言を受けて、

その方向に進みたいと思っておるわけであります。

そこで、まことに不幸な事態としてこれら漁業に影響を与える、そのため補償をしなければならない。

新潟市の漁業だけで五億の年間水揚げを

持っておりますし、新潟県では三十数億にも達する水揚げを四十五年にはいたしておりますので、

この緊急な事態を前にして、われわれは補償の起

こらないような状態で処理されることを希望いたしましたが、しかし、残念ながら補償の状態に立ち

至らざるを得ないであろうという感じがいたしております。

そこで、先例等を調べてみますと、三十七年に

官報(号)

浦賀水道で米国籍のタンカー、イーグル・クリーク号が座礁して油を流出させましたときに、主としてノリの漁民等の補償要求に対し、最終的に三億八千万で妥結した先例がございます。また四十一年には、同じリベリア船籍である鉱石運搬船のテキサダ号が日本船籍の銀光丸と衝突をして、それぞれ油を出した被害が和歌山沖で起きました。これについては、ノリ、底びき等に分けて、大体四千二百万の補償が納得の上妥結しております。

したがって、今回も、私たちは、最悪のことではありますけれども、予想をして、この漁業補償といふことについては、漁業者の皆さんの被害の実態調査に協力するとともに、外務大臣が言われましたような外國船籍のことでもこれあり、国としても、水産庁として側面的な御協力をしなければならぬと考えておるわけでございます。幸いにして、今回のジニアナ号は、船主責任保険でも五十二億の加入をいたしておりますし、その他タンカーオーナー団の汚染対策の任意協定のTOV ALOPにも参加しております。また、C.R.I.S T.A.L.協定といわれる石油会社間の自主協定にも、いすれも加入了しておりますので、二億プラスそれらのものがございますので、適正なる漁業補償が行なわれて、不幸な事態でありますけれども、その不幸な最悪の事態は補われるよう、カバーできるようだしたいと考えるわけであります。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇〕

○国務大臣(田中角栄君) 今般、新潟沖におけるジュリアナ号事故につきましては、たいへん遺憾でござります。

そういう意味で、第三の問題としては、将来起こり得べき問題に対して万全の対策をとるべきといたします。

通商産業省といたしましては、係官を現地に出張せしめますとともに、業界技術陣を動員いたしまして、海上保安庁を中心に事態収拾に当たつておるわけでございます。被害がこれ以上拡大しないように全力を傾けておる次第でございます。

しかし、ジュリアナ号は積載原油量は約二万トンでございますが、そのうち約四千トンが流出をして、現にその分散作業等を行なつておるわけでございますが、この当面の処置として必要な中和剤に対しては、十八リットルかんにして約五万かんでござります。しかし、残りの約一万四千トントンが手配が済んでおるわけでございます。しかし、現地に送り、投入済みのものはそのうち二万五千でござります。しかしながら、残りの約一万四千トントンが流出をするような事態は絶対に避けなければなりません。これが流出をするようになりますと、たいたいへんなことになります。中和剤、最低二千八百トン、約十五万かんが必要とするわけでございます。ところが、日本に現在備蓄しておりますものは十万かんでございます。その意味で、このような事故があつてはならないことでございます。

たしまして、非常に大きな原油を搬入する日本と

しての特殊性から、万全の体制整備といふことに踏み出したい、こう考えておるわけでござります。(拍手)

〔国務大臣大石武一君登壇〕

○国務大臣(大石武一君) 新潟沖の事故はまことに遺憾でございます。ただ、人命にまだ何らの損傷がないことは、不幸中のしあわせと思思います。わが国の海外からの原油の搬入量は逐年増大をいたしておるわけでございまして、あと十年もしいううちに、自由世界の原油の輸送量の三分の一以上が日本に搬入をせられるというのが現状でございます。そういう意味から言いますと、起こしてはならないことではございますが、起こらないことはないわけでございまして、これに対する対策は十分考えなければならないことは言うべきません。特にタンカーの型が非常に大きくなっています。いまのものが二万トンでこのようになっております。いまのものが二万トンでこのようになりますが、いま建造許可を取えておるものは五十万トンでございます。いかにたいへんなことは申すまでもないでございまして、危険が起るものとして体制を整備しなければならないわけでございます。具体的には、石油及び船舶業界における防災施設の整備、また薬剤の研究、備蓄の増大、分散技術の開発等、諸般の体制を整備しなければならないわけでございまして、危険が起るものとして体制を整備しなければならないわけでございます。

それからもう一つ、法律を改正してはどうかと

いう御意見でございますが、これに對する法律は

海洋汚染防止法という法律がございますが、御承

知のように、これはこの前の国会におきまして海

洋の汚染を防ぐためにつくられた法律でございま

して、実際は来年の六月から効力する法律でござ

ります。私は、この法律を強力に運用してまいれ

ば、十分に役立つ、こう考えまして、そ

ういう意味で、第三の問題としては、将来起こり得べき問題に対して万全の対策をとるべきといたします。

○国務大臣(田中角栄君) 今般、新潟沖におけるジュリアナ号事故につきましては、たいへん遺憾でござります。

そういう意味で、第三の問題としては、将来起こり得べき問題に対して万全の対策をとるべきといたします。

通商産業省といたしましては、係官を現地に出張せしめますとともに、業界技術陣を動員いたしまして、海上保安庁を中心に事態収拾に当たつておるわけでござります。被害がこれ以上拡大しないように全力を傾けておる次第でござります。

しかし、ジュリアナ号は積載原油量は約二万トンでございますが、そのうち約四千トンが流出をして、現にその分散作業等を行なつておるわけでございますが、この当面の処置として必要な中和剤に対しては、十八リットルかんにして約五万かんでござります。しかし、残りの約一万四千トントンが手配が済んでおるわけでございます。しかし、現地に送り、投入済みのものはそのうち二万五千でござります。しかし、残りの約一万四千トントンが流出をするような事態は絶対に避けなければなりません。これが流出をするようになりますと、たいたいへんなことになります。中和剤、最低二千八百トン、約十五万かんが必要とするわけでございます。ところが、日本に現在備蓄しておりますものは十万かんでございます。その意味で、このような事故があつてはならないことでござります。

この対策でございますが、一ぺん事故が起こりますとどうしても十分な対策はございません。これはあたりまえの言いぐさでござりますが、何と対して、心から敬意と感謝を表する次第でござります。

この対策でございますが、一ぺん事故が起こりますとどうしても十分な対策はございません。これはあたりまえの言いぐさでござりますが、何と対して、心から敬意と感謝を表する次第でござります。

たしまして、非常に大きな原油を搬入する日本と

しての特殊性から、万全の体制整備といふことに

踏み出したい、こう考えておるわけでござります。(拍手)

○国務大臣(大石武一君) 新潟沖の事故はまことに

遺憾でございます。ただ、人命にまだ何らの損

傷がないことは、不幸中のしあわせと思思います。

わが国の海外からの原油の搬入量は逐年増大を

いたしておるわけでございまして、あと十年もし

いううちに、自由世界の原油の輸送量の三分の一

以上が日本に搬入をせられるというのが現状でござります。そういう意味から言いますと、起こしてはならないことではございますが、起こらないことはないわけでございまして、これに対する対策は十分考えなければならないことは言つておきません。特にタンカーの型が非常に大きくなっています。いまのものが二万トンでこのようになりますが、いま建造許可を取えておるものは五十万トンでござります。いかにたいへんなことは申すまでもないでございまして、危険が起るものとして体制を整備しなければならないわけでございます。具体的には、石油及び船舶業界における防災施設の整備、また薬剤の研究、備蓄の増大、分散技術の開発等、諸般の体制を整備しなければならないわけでございまして、危険が起るものとして体制を整備しなければならないわけでございます。

それからもう一つ、法律を改正してはどうかと

いう御意見でございますが、これに對する法律は

海洋汚染防止法という法律がございますが、御承

知のように、これはこの前の国会におきまして海

洋の汚染を防ぐためにつくられた法律でございま

して、実際は来年の六月から効力する法律でござ

ります。私は、この法律を強力に運用してまいれ

ば、十分に役立つ、こう考えまして、そ

のよろづ方針で進んでまいりたいと考えておる次第でござります。(拍手)

○議長(船田中君) 次に、田中昭二君提出、新潟港外におけるタンカー座礁による原油流出事故に關する緊急質問を許可いたします。田中昭二君。

〔田中昭二君登壇〕

で発生したりベリア国籍タンカー、ジュリアナ号

わが党は、去る三十日夕刻、事故が発生した直後、直ちに現地に事故調査団を派遣いたしました。私はその団長として、つぶさに現場の状況を調査してまいりました。

現場の日和山海岸は、悪臭とどす黒い波に洗われ、わが国史上最大規模の事故を物語つております。沿岸住民は一様に不安な状況にさらされましたが、私ども調査団が現地に到着したの

は、事故発生後十数時間経過した十二月一日で
ありましたので、当然、防災措置が、十分とはい
えないまでも、何らかの防災措置がされているこ
とと考えておりました。ところが、その予想は完
全にくつがえされたのです。一応は緊急対
策本部の設置がなされてはいたものの、防災資材
の搬入は遅々として一向に進まず、火災危険通報
が出されているにもかかわらず、原油と揮発成分
の漂着海岸の危険区域に住民の立ち入りは自由に

放置されるなど、関係者の連携のまことに明確で
ありました。

また、流出原油の中和剤の海上投入も、海岸の波打ちぎわに關係者が細々と申しあげ程度に作業しているという状況であり、荒天であることも災害防止のための措置が行なわれているとは、おせじにも言えない状況であります。

これらの事実をまのあたりにして、また、波間にゆれるジニリアナ号から流出するまつ黒な原油を不安な面持ちで見入る現地の人々の表情を見て、はがらずも、海国日本とはうはらに、わが国の海上防災体制の貧弱さを見る思いがしたのであります。

このようなどんなまなましい現地の状況をもとに、
次の点についてお伺いしたいと思います。

任問題についてであります。

救助され、また、沿岸住民の人命にかかる被害

た。しかし、座礁船からはいまだに原油が流出しており、沿岸に沿つて原油が漂着して、気化状態のいんによつては危険な事態が予想されます。したがつて、人命の安全を守るためにも、緊急に原油の流出防止と、流出した原油による汚染防止が急務であります。すでに、百メートルほどの冲合い

に海岸線と平行して並べられているテトラポットはどす黒く汚染され、波打ち堀にはべつとりと

は、この責任をどのようにとられるか、總理に明確なる答弁をお伺いいたします。

連携を保ち、総力をあげて流出した原油の処理に当たねばならないと思いますが、その具体的な策についてお伺いしたいと思います。

対策及び補償問題についてであります。

どつております。また、当水域は、サバ、カレイをはじめ、漁場としても日本海の宝庫といわれ、多くの漁船が操業していますが、そのような船舶潮流の調査や報告など、警戒体制の万全を期すた

きだと思いますが、関係省庁の対策をお伺いいた
い。

また、残念でならないことは、魚介類など特に沿岸魚業に長期かつ玄範にわたって甚大な被害を

もたらしていることがあります。
新潟県水産課の現地調査によりますと、定置網や刺し網に原油が黒々と付着しており、最終的に五億円程度の被害を受けるのではないかと見込まれております。さらに、日本海区水産研究所の話によりますと、一日約十一キロの沿岸の流れに乗つて北上して行くだろうとの見方をしていると

いわれておりますが、そうすると、ちょうど産卵期を迎える川に帰ってくるサケにも悪影響を与えることおも当然予想されます。

このよろくな資源の損失はまことに甚大であります。それによって被害を直接受ける漁業者に対する補償については、政府の責任のもと、万全の措置を講すべきだと思いますが、政府の責任ある答弁を伺いたいと思います。

第三に、原油流出に伴う海洋汚染問題についてであります。

原油流出による海洋汚染が問題になつたのは、トリニティ・キャニヨン号の座礁のときであります。あのときは六万トンの原油がイギリス海峡を浮遊し、漁業をはじめ海鳥の死滅など、深刻な事態をもたらしたことは、まだ私たちの記憶に新しいところであります。そして船主は、イギリスとフランスの両国に対して合計三百万ポンド、約二十六億円の賠償金と、沿岸住民に対しても五千ポンドの補償をさせられたのであります。

あの事故を契機として、IMCOは、四十三年十一月のロンドン会議において、事故で原油を流出して沿岸を汚染するような船舶については、公物性プランクトンの死滅により、それをえさにする動

する魚類というふうに、自然界における食物連鎖への悪影響や海中における酸素の生産量の減少などをもたらすのであります。このような生態学的な影響を考えたときに、海洋汚染防止にもっと真剣に取り組まなければならないと思うのであります。

わが国においては、ことし六月、海洋汚染防止法が施行されました。それによりますと、多量の原油が流出したときには、汚染防止の責任は船長ないし船舶の所有者にあると明記されておりますが、この際、IMCOの国際条約の協議内容に沿って、荷主である石油業者、すなわち荷主側も参加させて、事故防止対策に万全を期するため、海洋汚染防止法の必要部分の改正を行なうことも検討すべきだと思いませんが、政府の御見解をお伺いいたします。

また、昨年一年間にわが国において事故を起した一万トン以上の外国タンカーは、浦賀水道で追突事故を起こしましたベリアのタンカーをはじめ六隻にも及んでおりります。気象や地形の不案内もあるとは思いますが、外國船の中には、航行技術の面で劣っていると見られる節もあるよう

あります。そのような国に対する技術指導とか、何らかの効果的措置を講すべきだと思いませんが、政府のお考えをお伺いいたします。

第四に、港湾の総点検と管制体制についてであります。

現在、海上輸送における輸送量のおよそ半分

は、タンカーによる石油類の輸送といわれております。特に東京湾をはじめ大阪、伊勢湾などはタンカーの出入りが最も多く、危険視されております。

これに対し、政府は防災四カ年計画を実施していました。これによりますが、先月十四日、浦賀水道で発生したリベリア船の衝突事故が示すように、その効果はあまり期待できず、むしろ逆に年々タン

カーの事故が増加しているのが現状であります。すなわち、海上保安庁の調べでは、わが国沿岸で発生したタンカーの事故件数は、四十三年には百二十八件、四十四年には百三十二件、四十五年には百七十件と増加しているのであります。

また、タンカーなどの火災が発生した場合必要な大型化消防船は、横浜と和歌山と四日市の三港にしか配置されていないというのが現状であります。

この際、政府は、全国の重要港湾の施設及び防備体制の総点検を行なうことを提唱したいのあります。政府のお考えをお伺いいたします。

次に、災害防備体制についてのお尋ねがあります。

まず、巡視船艇、消防船艇の整備につきましては、毎年計画的に化学消防能力を備えた高性能の船艇の代替建造を進めており、これをタンカー事故等の予想される地域に重点的に配置しております。

また、油処理剤等の防除資材についても、官民

一体となって、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等のタンカー災害の危険が高い地域から重点的にその整備を進めてきております。今後さらにこれら資材の整備、体制の強化を全国的に推進する所存であります。

なお、政府は、今後防除資材の整備基準を設け

【内閣総理大臣佐藤栄作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 田中君にお答えをいたします。

る等により、民間におけるこれら資材の備えつけを強化することも含め、災害防備体制の一そな充実につとめる方針であります。

最後に、この機会に、私は、今後も国民福祉の向上と安全の確保を最重点課題として施策を進めまい決意であることを申し上げておきます。その他の問題につきましては、それぞれの所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

[国務大臣丹羽喬四郎君登壇]

○國務大臣(丹羽喬四郎君) 今回新潟沖で起こりましたジニアナ号の遭難事故、まことに不幸な事故でございまして、主管省といたしまして、まことに遺憾に存じて、その究明をいたしまして原因をもちろん、早急にその究明をいたしまして原因を突き詰めるつもりであります。

御承知のとおり、事故発生の当日、所管管区でございまます第九管区長を中心としたまして事故対策本部を設置いたしますとともに、翌一日におきましては、佐藤政務次官を大将といたしまして、そろして海上保安庁の次長、それから関係各局の課長を引き連れて現場に派遣をいたしまして、直接指揮をとらした次第でござります。

ただいま御指摘のよろに、やはり事故発生における油の拡散防止が第一でござりますので、きます。それに腐心をしている次第でございます。オイルフェンスの展張であるとか、あるいはまた油処理剤の散布であるとかいうことを第一日目、第二日

海上から散布をはかった次第でございますが、昨日は、幸いにいたしまして天候が回復をいたしました。他の問題につきましては順調に散布が行なわれた次第でござります。

ただいま総理からお話をございましたが、あと二部分におきまして、船首におきましては約九千トン、それから船尾におきましては七千トンといわれている油を、早くこれを漏取りをすることが一番必要であるところで、ただいま懸命の努力をいたしておるところでござります。

それでは、それらの船の定着、そうしてそのバキームカー等につきまして、ただいま努力をいたしている次第でござますが、これらの点につきましては、さらに一そう努力を重ねるつもりでござります。

また、先ほどございました、保安施設が足りないのではないか、海上保安庁における保安施設、巡視艇その他足りないのじゃないかというお話をございます。

それから、将来の対策でございますが、将来の対策につきましては、何と申しましても、今回の対策本部を設置いたしますとともに、翌一日におきましては、さうして海上保安庁の次長、それから関係各

事務の課長を引き連れて現場に派遣をいたしまして、直接指揮をとらした次第でござります。

ただいま御指摘のよろに、やはり事故発生における油の拡散防止が第一でござりますので、きます。それに腐心をしている次第でございます。オイルフェンスの展張であるとか、あるいはまた油処理剤の散布であるとかいうことを第一日目、第二日

おきました。それらの会議がござりますので、そのときに主導的立場におきましてわが国のほうから発言をいたしまして、それらの協力を求めて、そうして実現を見るつもりでおる次第でござります。

また、具体的の今日の対策といたしましては、港湾の整備、また事後処理剤につきまして、あるいはその処理の問題につきますするあるいはオイルフェンスの改良の問題、また処理剤のくふうの問題、いろいろござります。これらの科学的の究明につきましては、さらに一そう早急に検討を加えまして、そして将来不安のないように指導してまいります。

また、先ほどございました、保安施設が足りないのではないか、海上保安庁における保安施設、巡視艇その他足りないのじゃないかというお話をございますが、毎年計画的にこれらの補強を行なつておる次第でござりますが、この際、さらに力を加えまして、あるいは巡視艇の増強、あるいはまた消火艇の増強その他の施設の増強をはかり

ます。これからますます油輸送が増大をしてまいり、そういうしてそれらの事故も予想される事態でござりますので、思い切った措置をとりまして、そうして国民の不安を将来におきましてなくなし

ますよう、画期的な処置をとつて国民の皆さまにおこなえをしたい、こう思つておる次第でござります。(拍手)

○國務大臣(田中角栄君登壇)

[國務大臣田中角栄君登壇]

○國務大臣(田中角栄君) 御質問に対し、二点

お答えをいたします。

第一点は、事故補償についてでございます。第

一次的には船主に補償責任がござります。当該船

主が船主保険組合に加入していることが確認をせ

られております。また、石油会社による国際機関

でございます海洋油漏補償協会による補てんの道

もござりますので、被害者の救済には遺漏がない

ものと考えられるわけでござります。政府は、救

済が迅速かつ円滑に行なわれるよう、関係者を強

力に指導してまいります。

第二点は、自今対策でございますが、いま運

輸大臣が述べられたとおり、タンカー事故を未然

に防止するため、対策の強化と体制を整備してま

ります。

第一は、事故が起きたときの対策として、被害を

最小限に抑えるための分散中和剤等の確保等、備

蓄の拡充をいたしてまいります。

第三には、薬品、技術の研究、開発の促進をし

てまいります。

第四には、石油船舶業界等の防災体制の確立を

いたすわけでござります。

以上申し上げましたように、災害に対しまして

は万全の体制措置をいたしてまいります。

○國務大臣(山中貞則君) たゞいま漁業被害の問

題については、通産大臣よりも、まだ先ほどは社会の代表の御質問に対しても答弁をいたしてお

[國務大臣木内四郎君登壇]

りますので、重ねては申しませんが、要するに、弱い者が犠牲になる、泣き寝入りをするといふことのないようには絶対にはからわなければならぬと考えております。もちろん、補償措置は当事者間の民事上の問題ではありますが、これに対しても決して国が放置しないということは、先ほど申し上げたとおりであります。

いま水産厅としては、油による魚介類に与える影響の一一番大きな問題はにおいの問題、魚臭の問題として、東海区水産研究所あるいはまた南西海水産研究所等において、それぞれ研究を行なっておりますが、今回投げかけられた問題である中和剤の魚介類に与える影響というものに対して、もう一へん新しい角度から取り組んでみなければならぬと考えます。

そして、現在の新潟沖の問題については、先ほども申しました日本海区水産研究所並びに県の水産試験場と協力をし、生態学的な問題も含めて追跡調査をしていかなければならぬ。これを参考資料にしたいと考えておるわけであります。(拍手)

[國務大臣大石武一君登壇]

○國務大臣(大石武一君) 先ほど内藤さんに申し上げましたように、海洋汚染防止法はようやくでききたばかりの法律でございまして、なかなかよい内容でございます。当面はこれを強力に運用いたしまして、十分に効果をあげてまいりたい、こう考へておる次第でござります。(拍手)

丈島沖において合計約二百トンの油を流してみま

して、そりしてそれに対する総合対策の研究をいたしたのであります。これらの研究の成果は、現在この関係研究機関におきまして、その後の研究及び今回の海上保安庁等におけるところの事故対策に活用されておると思ふでござります。

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のよう改定する。

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を改正する。

提出者

地方行政委員長 大野 市郎

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

日程第一項中「退職当時の標準報酬年額」を「平均標準報酬年額(退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間三年間における掛金の標準となつた標準報酬月額(第百六十六条に規定する標準報酬年額(退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間三年間における掛金の標準となつた標準報酬月額(第百六十二条第二項において同じ。)の総額を三十六で除して得た額に十二を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。)」に、「退職当時の標準報酬年額」を「平均標準報酬額の」に改め、同条第四項中「退職当時の標準報酬年額」を「平均標準報酬年額」に改める。

日程第一項中「退職一時金」を「在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十二条第二項の平均標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した金額とし、退職一時金」に、「第百六十二条第四項」を「同条第四項」に、「控除した金額」を「控除した

右の議案を提出する。

日程第一項中「退職当時の標準報酬年額」を「平均標準報酬年額(退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間三年間における掛金の標準となつた標準報酬月額(第百六十二条第二項において同じ。)の総額を三十六で除して得た額に十二を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。)」に、「退職当時の標準報酬年額」を「平均標準報酬額の」に改め、同条第四項中「退職当時の標準報酬年額」を「平均標準報酬年額」に改める。

日程第一項中「退職一時金」を「在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十二条第二項の平均標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した金額とし、退職一時金」に、「第百六十二条第四項」を「同条第四項」に、「控除した金額」を「控除した

地方法規等共済組合法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十六年十一月三十日

金額とする」に改める。

第一百六十六条第一項中「百分の七」を「百分の九」に改める。
第百六十七条第一項中「負担する負担金の率を」と他当該負担金について必要な事項は「を」毎年度において負担すべき金額は、共済会の収支の状況を勘案して「に改める。

附則

(施行期日)

1. この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

2. 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という)第一百六十六条第二項の規定は、昭和四十七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

3. 改正後の法第一百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額(同法第一百六十二条第二項において平均標準報酬年額とみなされる額を含む。)を算定する場合においては、改正後の法第一百十一条第二項に規定する掛け金の標準となつた標準報酬月額には、昭和四十七年四月一日前の期間に係る当該標準報酬月額は算入せず、また、地方議会議員であつた期間の月数には、同日前の期間は算入しない。この場合において、同年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数が

三十六に満たないときにおける改正後の法第六十一条第二項及び第一百六十二条第二項の規定

の適用については、改正後の法第一百六十一条第二項中「三十六」とあるのは「昭和四十七年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数」と、改正後の法第一百六十一条第二項中「当該在職期間」とあるのは「昭和四十七年四月以後の地方議員であつた期間」とする。

理由

地方議会議員の共済給付金の支給の実績に照らし、掛け金率、地方公共団体の負担金等について所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明を許します。地方行政委員長大野市郎君。

(大野市郎君登壇)

○大野市郎君 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、各党の合意に基づき成案を得、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会提出の法律案としてここに提出されたものであります。

す。

以下、その提案の理由並びに内容の概要について御説明申し上げます。

まず、この法律案を立案した理由を述べます

と、地方議会議員共済会の収支は、発足以来昭和四十五年度まで順調に経過し、各年度とも黒字であります。

以上が、本案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。

なあ、本案の立案にあたり、当委員会において、本法の施行に關し、地方議会議員共済会の財政の健全化措置につきまして決議をいたしております。

何とぞすみやかに御可決あらんことをお願ひいたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

次に、その内容について御説明申し上げます。第一は、掛け金率を現在の百分の七から百分の九に引き上げることとしております。

第二は、給付金の算定の基礎となる標準報酬月額は、現在議員の退職時の額を用いております

が、これを退職前三年間における掛け金の基礎となつた標準報酬月額の平均額に改めることとした

ております。

日程第二 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案を議題といたします。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案

は、共済会の収支の状況を勘案して自治省令で定めることとしております。

国会に提出する。

昭和四十六年十月十六日

内閣総理大臣 佐藤 義作

以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に

事業活動に支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣及び当該事業を所管

する大臣（以下「主務大臣」と総称する。）が指

定するものに属する事業を行ない、かつ、主

務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。

二 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事

業を行ない、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。

イ 当該業種の事業活動の一部が特定の地域に集中して行なわれおり、かつ、その地

域内における当該業種の事業活動が輸出取引に密接な関連を有すると認められるこ

と。

ロ 調整措置により、その地域内において当該業種に属する事業を行なう事業者の事業

の目的物たる物品若しくはこれを使用した

物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その地域内において当該業種に属する事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。

たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。

3 主務大臣は、前項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

（中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長）

第四条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が主務省令で定める日前に貸付けを受けたもの（同法第三条第一項第二号の貸与機関が同日前に、認定中小企業者に対し

その事業の用に供する設備を譲り渡し、又は貸

し付けた場合における当該設備の譲渡又は貸付けに充てるため貸付けを受けたものを含む。）については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

（中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例）

外 報 号 (二)

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の国際経済上の調整措置の実施により事業活動に支障を生じている輸出取引に関連のある中小企業者に対し、経営の安定を図るために該当する者をも、あわせて事業の転換に際しこれを円滑にするための措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいふ。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人

（認定）

第二条 中小企業者は、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

一 その業種の事業活動が全国的に輸出取引に密接な関連を有すると認められる業種であつて、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦

課、本邦における外国為替相場の変動幅の制限の停止その他これらに準ずる国際経済上の調整措置（以下この条において単に「調整措置」といふ。）により、当該業種に属する事業を行なうと認められる

目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その地域内において当該業種に属する事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。

第五条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律

第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」といふ。）、同法第三条の保証（以下「無担保保険」といふ。）

二 第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保

係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

(経過措置等)
3. 認定中小企業者が昭和四十六年十月一日以後その認定を受けた日までの間に、經營の安定を図るために必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた場合は、その債務の保証を輸出中小企業関連保証とみなして、第五条の規定を適用する。

4. この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後においては、第五条第一項中「認定

中小企業者（第二条第六号に掲げる者であつて、その構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものを含む。）が經營の安定を図るために必要な資金又は認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうものとする。ただし、同日前に成立している第十五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(中小企業厅設置法の一部改正)
5. 中小企業厅設置法（昭和二十三年法律第八十
三号）の一部を次のように改止する。

第三条第一項第七号の五の次に次の一号を加える。

七の六 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律
(昭和四十六年法律第 号)の施行に関する事項
第四条第三項中「及び第七号の五」を「、第七号の五及び第七号の六」に改める。

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

料率を通常の三分の二とする措置を講ずること。

本年八月以来の米国における輸入課徴金の賦課等の国際經濟上の調整措置の実施により、輸出取引に與する実情にかんがみ、その經營の安定を図るために必要な資金に係る中小企業者（第二条第六号に掲げる者であつて、その構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものを含む。）が經營の安定を図るために必要な資金又は認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうものとする。ただし、同日前に成立している第十五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

第四は、認定中小企業者で、事業の転換を行なうとするものは、その計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けることができる」ととては、必要な資金の確保または融通のあつせんにつとめるとともに、減価償却資産の廃棄または譲渡について、租税特別措置法により特別償却を認めること。

日、米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策に関する閣議決定を行ない、そのうち緊急融資、為替取引円滑化措置等については、すでに実施されております。

本法律案は、この緊急対策に関連する立法措置として提案されたものであります。

第五は、認定中小企業者の離職者について、職業訓練、就職のあつせん、中高年齢失業者等求職手帳の有効期間の延長その他の措置を講ずるようつとめること。

第六は、この法律の有効期間を三年とするこ

と。

本案は、去る十月二十一日当委員会に付託され、十一月五日通商産業大臣より提案理由の説明を聽取した後、慎重に審議を重ね、十一月三十日質疑を終了し、引き続き採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

○進藤一馬君 委員長の報告を求めます。商工委員会理事進藤一馬君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔進藤一馬君登壇〕

第三は、認定中小企業者にかかる中小企業信託に係る設備近代化資金の償還期間を二年延長することができる」と。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案にかかる、事業の転換または縮小を行なう中小企業者の特定設備の買上げ措置、労働対策その他に關しての附帯決議が付されました。

該居住者のこれらの中において生じた純損失の金額に係る同法第百四十一條の規定の適用について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた純損失の金額につき第一項の規定により読み替えられた所得税法第百四十条又は第百四十一條の規定の適用を受けた場合における当該純損失の金額に係る国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「前年分」とあるのは、「前年以前の年分」とする。

第五十二条の三の見出しを「（事業を転換する特定の中小企業者の施設の償却の特例）」に改め、同条第一項中「中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項に規定する特定事業を含む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定」を「次の各号に掲げる中小企業者に該当するものが、当該各号に掲げる認定」に、「当該特定事業に係る」を「当該法人の有する」に、「当該計画に従つて」を「当該認定に係る中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六条第一項に規定する計画に従つて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項

官報（号外）

に規定する特定事業を含む同法第二条第二項に規定する中小企業者 同法第三条第一項の認定

二 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企

業に対する臨時措置に関する法律第四条に規定する認定中小企業者 同法第六条第一項の認定

第三章第八節中第六十八条の二の次に次の一条を加える。

（認定中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の特例）

第六十八条の三 青色申告書を提出する内国法人

のうち、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第四条に規定する認定中小企業者に該当する法人（以下この条において「認定中小企業法人」という。）及び各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円以下である法人で認定中小企業法人に準ずるものとして政令で定めるもの

昭和四十六年八月十六日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた法

人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十二条の規定の適用については、同

条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「開始の日前一年以内」とあるのは、同

条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「開始の日前三年以内」とする。

1 この法律は、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十六条の二の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

3 新法第二十八条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する還付所得年分が昭和四十三年分又は昭和四十四年分若しくは昭和四十五年分である場合における同条第一項の規定により読み替えられた所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十四号）附則第六条又は所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十六号）附則第六条第一項若しくは第二項の規定に準じて計算した所得税の額による。

4 新法第五十二条の三の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）が施行日以後に新法第五十二条の三第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

5 新法第六十八条の三に規定する内国法人の昭和四十六年八月十六日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る新法第六十八条の三の規定により読み替えられた法人税法第八十八条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることができる。

6 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十二条第一項の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

7 前項の規定に該当する内国法人で第五項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第五項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

理由

国際経済上の調整措置の実施に伴い事業活動に支障を生じて輸出関連の中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、純損失又は欠損金の繰戻しによる還付の特例を設けるとともに、その後に新法第五十二条の三第一項の認定を受けた事業の転換を円滑にするため、施設の償却の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号)

○議長(船田中和) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長請願書旨別紙。

[報告書は本号末尾に掲載]

〔審議部吉君登壇〕

○審議部吉君 諸君よろしくお聞き申します。別措置法の一部を改正する法律案に付されし、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申します。

本案は、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の国際経済上の調整措置の実施に伴いまして、事業活動に支障を生じて、輸出関連の中小企業者に対し、税制上の特例措置を講じようとするものであらうとして、その内容は次のとおりであります。

まず初めに、別途今国会に、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案が提出されたわけで、同法による認定中小企業者及び資本金一億円以上の法人や、それに準ずるものにあつては、一定期間内に生じた純損失または欠損金に限り、繰り戻しおよぶ還付を既往31年間にわたり認めることとなつたとしておられます。

次に、やれに拘らずした認定中小企業者が事業の転換計画について認定を受けた場合にば、それに従つて処分する設備について計画期間内に償却やおひきとんとした上でおられます。

本案にてあつては、審査の結果、去る十一月三十日質疑を終つて、翌十一月一日採決いたしましたが、全会一致をもつて原案のとおり可

決すべからず心決しました。

なお、本審に付し申しては、中小製鋼企業に対する指導体制を整備強化するものとし、本法の対象となる中小企業の認定にあたつては、その効果的かつ弾力的な運用をはかること等、三項目にわたる全般一致の附帯決議が付せられたことを申添えねば。

以上、御報告申します。〔拍手〕

○議長(船田中和) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あるやせんか。

〔異議なし」と聲を抑める声〕

○議長(船田中和) 御異議なしと認められ、よひて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本放送協会昭和四十四年度財産目録
昭和四十六年二月二十日
内閣総理大臣 佐藤栄作

45 檢 第 373 号
昭和 45 年 11 月 26 日

内閣総理大臣 佐藤栄作

日本放送協会昭和 44 事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なあ、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和 44 年度財産目録

財産目録
昭和 45 年 3 月 31 日現在

科 目	内 摘 要			金額	合 計
	現 金	流動資産	預 金		
(資産の部)					
現 銀 行 預 金			小口現金を含む	26,839,579	11,941,083,228
郵 便 振 替				2,771,630,457	2,804,284,703
受 信 料 未 収 金				5,814,667	601,947,739
受 信 料 未 収 金				1,898,547,739	
未 収 受 信 料 欠				736,600,000	
損 利 当 金					
受 信 料 未 収 金 の					
収 収 不 見 貸 借					
電 信 電 話 價 務					
品					
有 価 証 券					
貯 藏 品					
受 信 改 善 業 務 用					
物 品					
受 信 防 止 器					
財 品					
記 録 品					
電 話 價 務					
品					
受 信 改 善 業 務 用					
物 品					
受 信 防 止 器					
財 品					
記 録 品					
電 話 價 務					
品					
前 払 費 用					
そ の 他 の 流 動 資 産					
未 収 金					
差 入 保 証 金					
差 入 保 証 有 価 証 券					
保管 有 価 証 券					
集 金 委 託 保 証 金					
有 価 証 券					
144,237,216				1,007,492,086	
841,688,686					
0					
1,880,000					

固 定 資 產 物		電信電話債券	19,020,000	放送債券発行差金	89,585,348
有形固定資產物		自払準備資金	666,184	資産合計(負債の部)	112,478,896,456
建	自動車損害賠償 支払押金	諸立書払金	96,337,034,539	放送債券発行差金 金未償却額	112,478,896,456
施	演奏所、放送所	同上減価却引当 △	40,764,125,697	資産合計(負債の部) 流動負債	7,829,966,285
築	同上減価却引当 △	54,600,103,387	40,764,125,697	未払金	0
物	機械	演奏所、放送所	8,687,147,607	受信料前受金	905,839,989
施	機械	空中線設備ほか 同上減価却引当 △	14,792,634,866	その他の流動負債	放送債券利息ほか
築	機械	同上減価却引当 △	6,095,437,259	前預り受収益	翌年度分受信料の取納額
物	機械	放送設備ほか △	33,107,415,123	預り有価証券	1,788,633
施	器具什器	同上減価却引当 △	84,823,841,237	自動車損害賠償 支払準備金	386,359,564
築	器具什器	51,716,426,114	51,716,426,114	集金委託保証金	69,823,000
物	器具什器	559,416,963	134,148,542	集金委託保証有 価証券	1,880,000
施	器具什器	425,268,421	425,268,421	自動車損害賠償 積立金	38,025,405
築	同上減価却引 △	12,565,890,993	12,565,890,993	源泉徴収所得税	274,842,526
物	演奏所・放送所 敷地ほか	541,673,518	541,673,518	自払準備金	29,582,000,000
施	未完成施設	526,633,109	526,633,109	受取金	17,042,000,000
築	施設利用権ほか	526,633,109	526,633,109	貸付金	8,640,000,000
物	無形固定資產	4,076,700,000	4,076,700,000	退職手当引当金	3,900,000,000
施	特定資産	4,076,700,000	4,076,700,000	長期借入金	37,411,966,285
築	放送債券償還資 金積立金	124,078,639	124,078,639	固定放送債券	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金	34,493,291	34,493,291	長期借入金	17,042,000,000
施	前払費用			退職手当引当金	8,640,000,000
築	延勘定			長期借入金	3,900,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
築	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
物	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
施	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
築	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
物	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
施	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
築	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
物	前払費用			長期借入金	8,640,000,000
施	無形固定資產			固定放送債券	37,411,966,285
築	特定資産			長期借入金	29,582,000,000
物	放送債券償還資 金積立金			退職手当引当金	17,042,000,000
施	前払費用</td				

(外) 帳

19

	資産合計	(負債の部)
受信料未収金	1,398,547,739	流動負債
未収受信料次損引当金	<u>△ 736,600,000</u>	短期借入金
有価証券	661,947,739	未払金
貯蔵品	7,244,969,820	受信料前受金
前払費用	121,029,682	その他流動資産
	101,559,198	
	<u>1,007,492,086</u>	
流动資産合計	11,941,083,228	
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,600,103,387	
建物減価却引当金	<u>△ 13,835,977,690</u>	放送債券
構築物	40,764,125,697	長期借入金
構築物減価却引当金	<u>△ 6,095,487,259</u>	退職手当引当金
機械	84,823,841,237	固定負債合計
機械減価却引当金	<u>△ 51,716,426,114</u>	負債合計
器具什器	559,416,963	(資本の部)
器具什器減価却引当金	<u>△ 426,208,421</u>	資本立金
土地	184,148,542	当期資産充当金
建設仮勘定	12,565,890,993	当期剩余金
無形固定資産	541,673,518	資本合計
無形固定資産合計	<u>526,633,109</u>	負債資本合計
固定資産合計	96,337,034,589	<u>112,478,896,456</u>
特定資産	4,076,700,000	
放送債券償還積立資産	<u>4,076,700,000</u>	
繰延勘定	34,493,291	
前払費用	<u>80,585,348</u>	
放送債券発行差金	124,078,639	
繰延勘定合計	4,076,700,000	
3 昭和44年度損益計算書 損益計算書		
昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで		
	(料目) (金額)	
事業収入	83,428,591,187	
受信料	112,478,896,456	

支 付 金 収 入	190,890,000	
雑 収 入	<u>1,180,076,820</u>	
事 業 収 入 合 計	84,799,558,007	
事 業 支 出		
国 際 放 送 費		
業 管 理 費		
内 放 送 費		
調 査 研 究 費		
減 値 債 却 費		
國 運 経 費		
事 業 支 出 合 計	25,021,109,952	
事 業 収 支 差 金		
資 本 支 出 充 当	1,312,263,000	
当 期 利 余 金	<u>813,362,382</u>	
事 業 収 支 差 金 合 計	1,625,625,382	

4 昭和 44 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和 44 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 概 要

日本放送協会は、事業経営の長期的構想のもとに、昭和 44 年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実効に努めるとともに、極力受信者の開拓と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実向上に資するよう努めた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額 1,124 億 7,889 万 6 千円に対し、負債総額 374 億 1,196 万 6 千円、資本の部における資本 700 億円、積立金 34 億 4,180 万 5 千円、当期資産充当金 13 億 1,223 万 3 千円、当期剰余金 3 億 1,336 万 2 千円である。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入 847 億 9,955 万 8 千円に対し、事

業支出 831 億 7,393 万 3 千円、資本支出充当 13 億 1,226 万 3 千円、当期剰余金 3 億 1,336 万 2 千円である。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

2 財産目録および貸借対照表

(単位 千円)

区 分	昭和 43 年度末		昭和 44 年度末		増 減
	金 额	構成比率(%)	金 额	構成比率(%)	
流 動 資 產	10,029,834	8.2	11,941,083	10.6	1,911,249
固 定 資 產	98,734,594	85.6	96,337,034	85.7	-2,602,440
特 練	5,568,300	5.1	4,076,700	3.6	-1,491,600
合 計	143,687	0.1	124,079	0.1	-19,608
合 計	109,476,415	100.0	112,478,896	100.0	2,002,481

ア 流 動 資 產

当年度末の流動資産は、前年度末の 100 億 2,983 万 4 千円に比べ 19 億 1,124 万 9 千円増加し、119 億 4,108 万 3 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 43 年度末		昭和 44 年度末		増 減
	現 金	預 金	現 金	預 金	
現 受 信 料	2,547,968	2,804,285	661,948	256,317	179,812
金 価	482,136				
金 證					
券 品	5,803,285	7,244,970			1,441,685
用 品	130,595	121,029			9,566
前 払					
其 他 の 流 動 資 產	77,128	101,359			24,231
合 計	988,722	1,007,492			18,770
合 計	10,029,834	11,941,083			1,911,249

(外) 号(外) 号

注1 現金預金

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
現 行 預 金	26,840 2,771,630	小口現金を含む
銀 行 便 振 替	5,815	
合 計	2,804,285	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
受信料未収金	1,398,548 736,600	当年度末の受信料未収額 翌年度における収納不能見越額
合 計	661,948	

注3 有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要
電信電話債券	902,160	894,028	894,028	
金融 債	6,460,000	6,350,942	6,350,942	興業債券ほか
合 計	7,362,160	7,244,970	7,244,970	

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
受信改善業務用物品	2,705	受信障害防止器
貯 藏 品	118,324	
フ ィ ル ム	99,459	

注5 前払費用

区 分	金 領	摘要
長期借入金利息	85,864	
その他の前払費用	15,495	外国雑誌購読料ほか

放送記念品	事務用品ほか	13,276
合 計		121,029
		(単位 千円)

イ 固定資産	前 年 度 末	當 年 度 増 加 額	當 年 度 減 少 額	當 年 度 末	減価償却額	差 引 当 年 度 末
有形固定資産	154,529,968	15,892,587	2,448,994	167,983,561	72,073,160	95,810,401
建 物	53,492,628	1,262,318	154,842	54,600,104	13,835,978	40,764,126
構 築 物	12,412,253	2,429,305	48,923	14,792,635	6,095,487	8,697,148
機 械	75,740,376	11,166,753	2,023,288	84,823,841	51,716,426	33,107,415
器 具 什 器	540,987	21,411	2,961	559,417	425,269	134,148

土 地		12,125,740	444,072	3,921	12,565,891	-	12,565,891
建設仮勘定		218,004	538,728	215,059	541,673	-	541,673
無形固定資産		450,493	138,869	8,581	580,781	54,148	526,633
合 計		154,980,461	15,941,456	2,457,576	168,464,342	72,127,308	96,337,034

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施にともなう増加は、156億5,419万8千円であり、これは総合、教育両テレビジョン局の建設、放送設備の整備および宿舎の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン中継放送所等未完成のものである。

ウ 特定資産

次表のとおりである。

区 分		昭 和 43 年 度		昭 和 44 年 度		(単位 千円)	
区	分	昭和43年度末	増	減	年 度 末	合 計	(単位 千円)
放送債券償還積立資産		5,568,300	1,704,200	3,195,800	4,076,700		

エ 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の1億4,368万7千円に比べ1,960万8千円減少し、1億2,407万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分		昭和43年度末		昭和44年度末		増 減		要	
区	分	昭和43年度末	増 減	昭和44年度末	増 減	合 計	増 減	合 計	(単位 千円)
放送債券利息						1,172,441	905,840	△ 266,601	
回線専用料ほか諸経費						4,772,093	6,537,767	△ 1,765,674	
そ の 他 の 流 動 負 債						374,630	386,959	△ 11,729	
合 計						6,319,164	7,329,966	△ 1,510,802	

区 分		金 额		摘 要	
区	分	金	額	摘	要
放送債券利息				174,738	
回線専用料ほか諸経費				553,627	
そ の 他				177,475	
合 計				905,840	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分		金 额		摘 要	
区	分	金	額	摘	要
受信料前受金		6,537,767		翌年度分受信料の収納額	

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の358億1,696万4千円に比べ15億9,500万2千円増加し、374億1,196万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益 預り有価証券 自動車損害賠償支払準備 金	1,789 69,823 1,880 38,025 274,842	部外技術協力料 集金委託保証金ほか 集金委託保証有価証券 自動車損害賠償保険法による積立金 源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の294億9,780万円に比べ8,420万円増加し、295億8,200万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和43年度末	昭和44年度末	増減
放送債券	19,237,800	17,042,000	△ 2,195,800
長期借入金	6,760,000	8,640,000	1,880,000
退職手当引当金	3,500,000	3,900,000	400,000
合計	29,497,800	29,582,000	84,200

注 放送債券および長期借入金

(単位 千円)

区分	昭和43年度末	昭和44年度	増減
放送債券	19,237,800	1,000,000	3,195,800
長期借入金	6,760,000	3,080,000	1,200,000
合計	25,997,800	4,080,000	4,395,800

(外) 告解

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の294億9,780万円に比べ8,420万円増加し、295億8,200万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和43年度末	昭和44年度末	増減
放送債券	19,237,800	17,042,000	△ 2,195,800
長期借入金	6,760,000	8,640,000	1,880,000
退職手当引当金	3,500,000	3,900,000	400,000
合計	29,497,800	29,582,000	84,200

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025	自動車損害賠償保険法による積立金
仮	274,842	源泉徴収所得税ほか
合計	386,359	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要
前受収益	1,789	部外技術協力料
預り有価証券	69,823	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備	1,880	集金委託保証有価証券
金	38,025</	

(単位 千件)

区 分	昭 和 43 年 度	昭 和 44 年 度	増 減
年 度 初 頭 加 末	20,112 △ 19,349	19,349	1,456
年 度 初 頭 加 末	763 △ 17,893	17,893	2,306
年 度 初 頭 加 末	0 1,689	1,689	3,995
年 度 初 頭 加 末	20,112 926	21,038	850
年 度 初 頭 加 末	21,038	21,888	850

これによる受信料収入額は、前年度の777億4,564万2千円に比べ56億8,314万9千円増加し、834億2,899万1千円となり、その内容は次表のことおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 43 年 度	昭 和 44 年 度	増 減
普 通 受 信 料	71,934,426	68,258,305	△ 3,736,121
カ ラ ー 受 信 料	5,751,016	15,170,286	9,419,270
合 計	77,745,442	83,428,591	5,683,149

イ 交付金収入
前年度の1億4,944万円に比べ4,145万円増加し、1億9,089万円となり、その内容は次表のことおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 43 年 度	昭 和 44 年 度	増 減
国際放送関係政府交付金	146,435	145,495	△ 940
選舉放送関係交付金	3,005	45,395	42,390
合 計	149,440	190,890	41,450

(外 号) 載

ウ 稽 収 入

前年度の12億5,947万2千円に比べ7,939万5千円減少し、11億8,007万7千円となり、その内容は次表のことおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 43 年 度	昭 和 44 年 度	増 減
受 入 利 息	861,037	858,138	△ 2,899
雜 金	398,435	321,939	△ 76,496
合 計	1,259,472	1,180,077	△ 79,395

(2)

事 業 支 出 前記事業収入をもって、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のことおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 43 年 度	昭 和 44 年 度	増 減
給 国 内 国 際 放 送 料	20,510,272	23,320,463	2,810,191
理 务 費	711,401	719,978	8,577
調査研究費	6,673,191	7,182,388	509,197
機械却費	9,557,757	10,084,699	526,942
運賃	1,486,726	1,617,413	130,687
備 費	11,818,658	12,759,636	940,978
合 計	77,264,921	83,173,938	5,909,012

注1 給与

(単位 千円)

区 分	昭 和 43 年 度	昭 和 44 年 度	増 減
給 料 手 当 費	20,047,013	22,840,097	2,793,084
勞 務 費	463,259	480,366	17,107
合 計	20,510,272	23,320,463	2,810,191

注2 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭和43年度	昭和44年度	増 減
番組費	15,173,498	15,700,649	527,151
技術運用費	4,561,235	4,939,368	378,123
通信施設費	4,316,464	4,381,103	64,639
合 計	24,051,197	25,021,110	969,913

注3 管理費

(単位 千円)

区 分	昭和43年度	昭和44年度	増 減
一般管理費	1,261,732	1,232,638	△ 29,094
施設管理費	2,330,107	2,636,253	306,146
厚生保健費	2,680,098	3,020,550	340,452
退職手当その他	3,285,820	3,195,258	△ 90,562
合 計	9,557,757	10,084,690	526,942

外 呼 (解) 口

注4 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取 得 額	当年度償却額	償却額累計	現 在 価 額
有形固定資産	167,883,561	12,734,592	72,073,160	95,810,401
建物	54,600,104	2,255,646	13,835,978	40,764,126
構築物	14,792,635	821,012	6,095,487	8,697,148
機器	84,823,841	9,621,777	51,716,426	33,107,415
器具	559,417	36,157	425,269	134,148
什器	—	—	—	—
土地	12,565,891	—	—	12,565,891
建設仮勘定	541,673	—	—	541,673
無形固定資産	580,781	25,044	54,148	526,633
合 計	168,464,342	12,759,636	72,127,308	96,387,034

注5 関連経費

(単位 千円)

区 分	昭和43年度	昭和44年度	増 減
未収受信料欠損償却	558,600	736,600	178,000
放送債券発行差金償却	47,097	52,014	4,917
支 払 利 息 等	1,850,022	1,679,632	△ 170,390
合 計	2,455,719	2,468,246	12,527

4 収入支出の決算状況
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別 表

収 入 支 出 決 算 表

昭和44年度

(事業収支)

款	項	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
		当 初	額	予算総則に基づく増減額	(1)+(2) (3) 計	(4)
事業収入	受 交 付 信 料 収 入	83,750,328,000	944,848,000	84,695,177,000	84,799,558,007	△ 104,381,007
		82,518,720,000	900,000,000	83,418,720,000	83,428,591,187	△ 9,871,187
		146,597,000	44,848,000	191,446,000	190,980,000	556,000
		1,085,011,000	0	1,085,011,000	1,180,076,820	△ 95,065,820

(外) 報 告

事 業 支 出	給 与	83,750,328,000	944,849,000	84,695,177,000	84,486,195,625	208,981,375
内 國 放 送	費 用	23,034,354,000	344,123,000	23,378,477,000	23,320,462,676	58,014,324
國 際 放 送	費 用	24,941,569,000	109,366,000	25,050,935,000	25,021,109,952	29,825,048
業 管 調 減	研 究 却	724,600,000	0	724,600,000	718,977,751	4,622,249
查 償 却	費 用	6,849,048,000	341,786,000	7,190,834,000	7,182,387,970	8,446,030
資 本 収 入	資 本 収 入	10,019,589,000	98,800,000	10,118,389,000	10,084,698,886	3,690,164
資 本 収 入		1,576,533,000	67,000,000	1,643,533,000	1,617,413,052	26,119,948
資 本 収 入		12,760,000,000	0	12,760,000,000	12,759,636,057	363,933
資 本 収 入		2,490,435,000	0	2,490,435,000	2,468,245,321	22,188,679
資 本 収 入		954,200,000	358,063,000	1,312,263,000	1,312,263,000	0
資 本 収 入		400,000,000	△	374,289,000	—	—
資 本 収 入		400,000,000	△	25,711,000	—	25,711,000

(資 本 収 支)

資 本 収 入	項	当 初 予 算 額	予 算 減額	算 合	額	決 算 額	繰 越 額	予 算 額	残 額
		(1)	(2)	(1)+(2)	(3)	(4)	(5)	(3)-(4)-(5)	(6)
資 本 収 入	減 価 債 却 引 当 金	21,500,000,000	936,013,000	22,436,013,000	円	21,754,569,246	円	681,443,754	円
資 本 収 入	減 価 債 却 引 当 金	12,760,000,000	0	12,760,000,000	円	12,759,636,067	円	363,933	円
事 業 収 入	事 業 収 入	854,200,000	358,063,000	1,312,263,000	円	1,312,263,000	円	—	0
前 期 繰 越 金 受 入	前 期 繰 越 金 受 入	300,000,000	0	300,000,000	円	300,000,000	円	—	0
固 定 資 產 先 払 収 入	固 定 資 產 先 払 収 入	80,000,000	0	80,000,000	円	106,870,179	円	—	0
放 送 債 債 運 稼 立 金 も どし 入 れ	放 送 債 債 運 稼 立 金 も どし 入 れ	3,195,800,000	0	3,195,800,000	円	3,195,800,000	円	—	0
放 送 債 債 入	放 送 債 債 入	1,000,000,000	0	1,000,000,000	円	1,000,000,000	円	—	0
長 期 借 入	長 期 借 入	3,210,000,000	577,950,000	3,787,950,000	円	3,787,950,000	円	707,950,000	円
資 本 支 出	資 本 支 出	21,500,000,000	936,013,000	22,436,013,000	円	21,754,198,506	円	68,000,000	61,381,4494
建 設	建 設	15,400,000,000	936,013,000	16,336,013,000	円	15,654,198,506	円	68,000,000	61,381,4494
放 送 債 債 運 稼 立 金 繰 入 れ	放 送 債 債 運 稼 立 金 繰 入 れ	1,704,200,000	0	1,704,200,000	円	1,704,200,000	円	—	0
放 送 債 債 運 稼 立 金 繰 返 金	放 送 債 債 運 稼 立 金 繰 返 金	3,195,800,000	0	3,195,800,000	円	3,195,800,000	円	—	0
長 期 債 入 金 繰 返 金	長 期 債 入 金 繰 返 金	1,200,000,000	0	1,200,000,000	円	1,200,000,000	円	—	0

官 報 号 外

<p>前 期 繰 越 金 354,357,557円 (昭和43年度後期繰越金 320,528,145円、昭和42年度分未収受信料欠損額確定に伴う繰越金の増33,839,412円)</p> <p>当 年 度 取 手 額 ▶ 300,000,000円</p> <p>当 年 度 繰 収 差 金 発 生 額 315,733,122円</p> <p>後 期 繰 越 金 368,090,679円</p>
<p>○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通 信委員長高橋清一郎君。</p>

<p>[報告書は本号末尾に掲載]</p> <p>[高橋清一郎君登壇]</p> <p>○高橋清一郎君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関して、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、内閣から提出された日本放送協会の決算書類であります。これによれば、昭和四十四年度末現在における資産総額は千百二十四億七千八百八十九万円となっており、また、昭和四十四年度の損益は、事業収入八百四十七億九千九百五十五万円に対し、事業支出八百三十一億七千三百九十三万円、資本支出充当十三億一千二百一十六万円であり、差し引き当期剰余金は三億一千三百三十六万円となつております。</p> <p>計検査院の検査結果が添付されております。</p> <p>通信委員会においては、数次にわたる会議において本件の審査を行ないましたが、十二月一日の会議において採決の結果、全会一致をもつて本件は異議なきものと議決すべく可決しました。以上、御報告いたします。(拍手)</p> <p>○議長(船田中君) 採決いたしました。</p>

<p>右 法律案(内閣提出)</p> <p>日程第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(船田中君) 日程第五、国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>昭和四十六年十月十六日</p> <p>内閣總理大臣 佐藤 榮作</p> <p>科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和三十二年法律第四十九号)の一部を次のよつて改正する。</p> <p>第十一条の二第一項中「東京都」を「茨城県」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>右二法案は、それぞれ十一月九日、十月二十九日本委員会に付託、十一月十日、十月二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、十二月二日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、右二法案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。</p> <p>両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。</p>
--

<p>四 地方公務員法(昭和二十二年法律第二百五十七条)第七条第三項</p> <p>三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)第五十五条の二第二項</p> <p>二 公共企業体等労働関係法(昭和二十二年法律第二百五十七条)第六第三項</p> <p>一 國家公務員法(昭和二十二年法律第二百六十号)第七条第三項</p> <p>○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長伊能繁次郎君。</p> <p>[報告書は本号末尾に掲載]</p> <p>[伊能繁次郎君登壇]</p> <p>○伊能繁次郎君 ただいま議題となりました「法規について、内閣委員会における審査の経過</p>
--

本件の委員長の報告は異議がないと決したもの

理由

並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の要旨を申し上げます。国家公務員等

でもあります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

職員団体等の運営の実態にかんがみ、職員が職員団体等の役員としてその業務にもつぱら従事することができる期間を三年から五年に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

また、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案は、無機材質研究所の筑波研究学園都市への移転のため、同研究所の所在地に関する規定を改正しようとするものであります。

右二法案は、それぞれ十一月九日、十月二十九日本委員会に付託、十一月十日、十月二十八日政

府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、十二月二日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、右二法案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

三六五

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

辞任

補欠

西銘

順治君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

昌雄君

佐藤

守良君

山下

徳夫君

中谷

鉄也君

山口

鶴男君

井上

普方君

江藤

隆美君

武部

文君

堀

の主題となるものであるところ、昭和三十一年、旧安保条約を廃して現行安保条約が締結された際、核兵器の持込みを事前協議の主題とすることが合意されたのは、當時わが国には核兵器が存在しない事が前提にあつてのことであり、同条約の発効以来このような事前協議が行なわれた事例は一度もない。なお、事前協議にかかる事項については、日本政府の承諾なくしては、これを行ないえないものであることは、從来に用ひられてゐる事例によつて示す。

五 従来から、国会が施設・区域に対して調査団の派遣を決定した場合は、政府はこれを在日米軍に伝達している。

右答弁する。

二日岩国基地に赴いた政府職員が確認すみである。

なお、右弾薬庫に魚雷、爆雷及び魚雷用爆薬が貯蔵されていることについては、十一月二十九日

右の次第であるので、米軍が岩国基地に限らずわが国内に核兵器を保有していないことは、全く疑いがない。

二
有

三 海兵隊には、核兵器、生物・化学兵器による攻撃を受けた場合の防御措置を担当する部門があり、必要な教育、訓練を実施している。岩国基地には、数年前まで右のような任務を有する小部隊が置かれていたが、同基地の狭隘化に伴い、現在ではその規模が更に縮小されてい

四
海

防上の便宜のため、弾薬庫に色別の標示を付している。「赤」は、比較的の口径の大きい固定弾であることの意味し、「機関砲弾、大口径弾、ロケット弾等が貯蔵されていることを表わしている。また、「黄」は、爆薬であることを意味する。また、「黄」は、爆弾、魚雷、機雷等が貯蔵されていることを表わす。

十一月十七日に岩国基地の I A T X 6 弾薬庫の標示が「赤」から「黄」に塗り変えられたことにについては、米側より「当該弾薬庫の標示の色が変わったのは、貯蔵物が固定弾から爆薬に変わったためである。貯蔵物の変動はよくあることであるが、当該弾薬庫の場合、およそ二週間前に貯蔵物の変更があつたので、これに対応する色に塗りえた次第である。」との説明に接してい

1
人壽

この法律において「中小企業者」とは、次の者をいう。

(1) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下（商業、サービス業にあつては一千万円以下）の会社並びに従業員の数が三百人以下（商業、サービス業にあつては五十人以下）の会社及び個人（次号のものを除く。）

(2) 資本の額又は出資の総額が業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに従業員の数が業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人

(4) 企業組合及び協業組合
事業協同組合又は協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会で

2 あつて、政令で定めるもの
認定

卷之三

中小企業者は、次の各号に該当することについて都道府県知事の認定を受けることがで
きる。

(3) 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつて、調整措置により、その者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品

8

二、

近仁作賀金等取扱の特徴

4

施氏子外傳

工業者の經營の実

換に必要な資金に係る普通保険、無担保保険及び特別小口保険について、次のような輸出中小企業関連保証の特例措置を講ずる。(経営安定の資金に係るものは一年間に限る。)
(1) 付保限度額は、通常と同額で、別ワクとする。

5 転換計画の認定

5 転換計画の認定

認定中小企業者であつて、当該認定に係る事業の転換を行なおうとするものは、当該事業の転換に関する計画を都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けたことがある。

6 資金の確保

7
認定中小企業者からの認定を受けた
計画(以下「認定転換計画」といふ。)に従つて
事業の転換を行なうのに必要な資金の確保又
はその融通のあつせんに努めるものとする。
課税の特例

7 講義の特例

7 課税の特例

認定中小企業者が認定転換計画に従つて事業の転換を行なう場合には、廃棄又は譲渡する減価償却資産につき、租税特別措置法の規定により、法人税又は所得税の課税について

別紙

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案に対する

租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

別紙

議院議長　大藏委員長　齋藤　邦吉
船田　中殿

特別の措置を講ずる

就職のあつせん等
国は、認定中小企業者が行なう事業に従事
していた者について、職業訓練の実施、就職
のあつせん、中高年齢者等の雇用の促進に關
する特別措置法の規定による中高年齢失業者
等求職手帳の有効期間の延長を行なうことそ
の他の措置を講ずるよう努めるものとする。

9

等について所要の規定を設ける。
法律の有効期間

この法律は、公

日から三年を経過した時に、その努力を失う。

議案の可決理由

本案は、輸出関連中小企業者の経営の安定及び事業の転換の円滑化を図ることにより、国民

経済の健全な発展に資するための措置として、

有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を

附することに決した。

昭和四十六年度一般会計補正予算(第1号)

に、中小企業信用保険公庫への出資二十億円、
商工組合中央金庫への出資五十億円、信用保証

協会基金補助一億円及び中小企業設備近代化補助

助三億八千五百萬円、合計七十四億八千五百萬円が計上されている。

右報告する。

31

昭和四十六年十一月三十日

商工委員長代理 理事 進藤 一馬
衆議院議長 船田 中殿

昭和四十六年十二月三日 衆議院会議録第二十号

議案に関する報告書

昭和四十六年十二月一日

と比較すると、資産は三〇億一四八万一、一

七一円の増、負債は一五億九、五〇〇万二、

六一六円の増、また資本は一四億七四七万八、五五五円の増となつてゐる。

2
损益

損益計算書によれば、昭和四十四年度中の

（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

事業収入は八四七億九、九五五万八、〇〇七円で、これに対し事業支出は八三一億七、三九三万二、六二一円、資本支出充当は一三億一、二二六万三、〇〇〇円、差引き三億一、三三三万二、三八二円の剩余となつてゐる。

本件については、異議がないと議決すべきものと決した次第である。

二 請案の再検討理由

がね 旅行期日は、公布の日から起算して六
月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行することとしている。

三才圖會

（内閣提出）に関する報告書

六書

本案は、本年十月十一日付の第三次公務員制度審議会の答申並びに最近における職員団体等の意見を参考して、同三公務員制度の裁定

衆議院議長 船田 中殿

が、職員団体等の役員としてその業務にもつぱら従事することができる期間を現行の三年から五年に改めるため、国家公務員法、公共企業体等労働関係法、地方公務員法及び地方公営企業労働関係法の関係各規定をそれぞれ改正しようとするものである。

二議案の可決理由

本案は、職員団体等の運営の実態等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。